

別表第 1 (第 2 条関係)

事 項	名 義 者
1 法人若しくは大学又は役員会、教育研究評議会等が行う通知、通告等の文書	当該組織又はその長
2 許可、承認、取消等の処分を行う文書	総長その他当該権限を有する者
3 総長裁定による規程、要項等	総長
4 理事裁定による要領等	当該事案について所管の理事
5 関係諸機関等に対し、総長の行うべき申請、協議、報告、通知等の文書	総長
6 総長の行う証明の文書	
7 2 から 6 までに掲げるもののほか、特に重要な文書その他で総長名によることが適当なもの	
8 掲示	軽重、内容に応じて、法人、大学、部課、その長又は副学長
9 関係諸機関等に対する申請、協議、報告、届出、通知、照復等の文書で 5 に掲げる以外のもの	当該事案について所管の理事若しくは副学長又は主管の部長
10 通達文書及び学内に対する通知、照復等の文書のうち重要なもの	
11 学内に対する通知、照復、資料の送付等の文書で軽易なもの	各部長又は各課長
12 証明の文書で 6 に掲げる以外のもの	軽重に応じて、当該事案について所管の理事若しくは副学長又は各部長
13 刊行物	大学又は当該事案について所管の部若しくは課
14 刊行物その他の資料の送付その他軽微な事務連絡の文書	各課長
15 事務本部各部及び各課のそれぞれの運営に関するもの	当該事務本部各部及び各課の長